

お客さま各位

株式会社トマト銀行

団体信用生命保険の引受保険会社等変更のお知らせ

平素はトマト銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年11月 1 日以降、新たに弊社の住宅ローンなどをご契約されるお客さまの団体信用生命保険等の引受保険会社が変わります。

これに伴い、既にご加入いただいております団体信用生命保険等の被保険者さまにおかれましても、2025年11月 1 日以降、引受保険会社を下記の通り変更させていただくこととなります。なお、今回の引受保険会社等の変更に伴う、お客さまの追加負担もしくは不利益が生じる保障内容の変更、またお客さまによるお手続きはございません。詳細を下記の通りご案内いたしますのでご確認ください。

今後ともトマト銀行をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

	変更前	変更後									
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社 カーディフ損害保険株式会社	楽天生命保険株式会社 楽天損害保険株式会社									
保障内容等の拡充 ※1	<u>従来の保障内容に加えて、以下の特約およびサービスが付加されます。</u> ■団体信用生命保険リビング・ニーズ特約 ■重度がん保険金前払い特約 <table><tr><th>お支払いする保険金</th><th>支払事由</th><th>支払額</th></tr><tr><td>リビング・ニーズ 保険金</td><td>保険期間中に医師の診断書などで引受保険会社により余命 6 カ月以内と判断されるとき</td><td>請求日の 債務残高</td></tr><tr><td>重度がん保険金前払 特約保険金</td><td>所定のがんと診断確定され、治療をすべて受けたが、効果がなかったなどと診断されるとき</td><td>請求日の 債務残高</td></tr></table> ■楽天生命メディカルサポートサービス※2 従来の保障に加え、ティーベック株式会社が提供する各種サービスが付帯されます。 (詳細は巻末のリーフレットをご覧ください。)		お支払いする保険金	支払事由	支払額	リビング・ニーズ 保険金	保険期間中に医師の診断書などで引受保険会社により余命 6 カ月以内と判断されるとき	請求日の 債務残高	重度がん保険金前払 特約保険金	所定のがんと診断確定され、治療をすべて受けたが、効果がなかったなどと診断されるとき	請求日の 債務残高
お支払いする保険金	支払事由	支払額									
リビング・ニーズ 保険金	保険期間中に医師の診断書などで引受保険会社により余命 6 カ月以内と判断されるとき	請求日の 債務残高									
重度がん保険金前払 特約保険金	所定のがんと診断確定され、治療をすべて受けたが、効果がなかったなどと診断されるとき	請求日の 債務残高									
対象となるお客さま ※3	弊社の住宅ローン、消費者ローンにてカーディフ生命保険株式会社を引受保険会社とする団体信用生命保険、特定疾病保障付団体信用生命保険、カーディフ損害保険株式を引受保険会社とする就業不能信用費用保険、失業信用費用保険をご利用いただいているすべてのお客さまが対象となります。										

※1 巻末の「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。なお、書面での交付をご希望されるお客さまは、次ページ記載の「トマト銀行営業統括部」までお問合せください。

※2 ティーベック株式会社(楽天生命保険株式会社の委託先)がご提供するサービスです。ご利用の際には諸条件があります。サービスに利用料金が生じる場合はお客さまのご負担となります。

2. 変更に伴うご案内事項

- ・「4. 変更に伴う個人情報のお取り扱いについて」に記載のとおり、お客さまの団体信用生命保険等加入に関する個人情報を、変更後の引受保険会社となります楽天生命保険株式会社および楽天損害保険株式会社に提供いたします。
- ・お客さまの追加負担はございません。また、お客さまにおかれましては、改めて加入申込書や健康状態の告知書・診断書等をご作成・ご提出いただく必要はございません。

【引受保険会社等の変更、ローンの内容に関するお問い合わせ】

株式会社トマト銀行 営業統括部

086 - 221 - 0078

平日 9:00-17:00（銀行休業日および年末年始除く）

【団体信用生命保険等の保障内容に関するお問い合わせ】

楽天生命保険株式会社 楽天保険の総合窓口

0120-849-150

9:00-18:00（年末年始除く）

3. 変更後の引受保険会社の概要について

楽天生命保険株式会社の概要（2025 年 3 月 31 日現在）	
名称	楽天生命保険株式会社
本社所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山
設立	2007 年 10 月 1 日
代表取締役	杉山 蘭房
株主	楽天インシュアランスホールディングス株式会社 100%
保有契約件数	734 千件
保険料等収入	374 億 76 百万円
ソルベンシー・マージン比率	534.7%

楽天損害保険株式会社の概要（2025 年 3 月 31 日現在）	
名称	楽天損害保険株式会社
本社所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山
設立	1951 年 2 月 28 日
代表取締役	江連 文彦
株主	楽天インシュアランスホールディングス株式会社 100%
正味収入保険料	263 億円
単体ソルベンシー・マージン比率	535.0%

4. 変更に伴う個人情報のお取り扱いについて

- （1）引受保険会社変更に伴い、お客さまの団体信用生命保険等加入に関する個人情報を楽天生命株式会社および楽天損害保険株式会社へ提供いたします。提供された個人情報は、楽天生命株式会社および楽天損害保険株式会社の個人情報保護方針に基づき、安全かつ適正に管理されます。
- （2）お客さまの団体信用生命保険等加入に関する個人情報は、保険契約の引受・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務、およびローン審査または保証業務のために利用し、他の目的に利用することはありません。
- （3）提供する個人情報の項目
①お客さま氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所 ⑤住宅ローンお借入日
⑥住宅ローン最終返済日 ⑦直近の住宅ローン残高 ⑧加入日
⑨団体信用生命保険等の審査承諾となった事実 ⑩その他団体信用生命保険等の運営のために必要な情報

以上



24時間 健康サポートデスク

経験豊かな医師、保健師、看護師などを擁した相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談に24時間・年中無休体制できめ細かくアドバイスいたします。また、「医療機関情報」「専門医療情報」「健診・ドック施設」などの情報もご提供いたします。御気軽にご相談ください。

0120-760204

受付時間：24時間・年中無休
※上記番号におかけいただき、ガイダンスに従い、2番を押してください。

ご利用いただける方：被保険者様とその配偶者・そのいずれかの被扶養者

こんなときご利用ください

- 旅行中に急な発熱、近くの医療機関を知りたい
- 子どもが落ちて頭を打った、今すぐ病院へ行くべき？
- お酒を飲まないのに肝機能のγ-GTPが高いのはどうして？
- ぎっくり腰を繰り返している。繰り返すと治らなくなるの？
- 不意のケガの応急手当て、どうすればいいの？
- 健康診断で中性脂肪が高かった
- 日常生活でどんなことに気をつけたらいい？
- 職場の人間関係でストレスがたまる、どうしたらいいか？
- 疲れているのによく眠れない、どうしたらいい？



セカンドオピニオン デスク

このサービスでは、各診療科領域における学会等で要職を経験した医師（特別顧問と評議員）とその医師が認め厳選した専門医から、現在の診断に対する見解や今後の治療方針等に意見をもらうことができます。

0120-760277

受付時間：月～土 / 午前9時～午後6時（日・祝日・12月31日～1月3日を除く。）
※上記番号におかけいただき、ガイダンスに従い、2番を押してください。

ご利用いただける方：被保険者様

こんなときご利用ください

- 医師に手術しか治す方法は無いと言われたが…
- 他の治療方法がないのか？その専門分野の医師に相談したい
- 主治医の病院で手術はできないと言われた…



こころの サポートデスク

精神的な悩みやこころの問題について、臨床心理士、精神保健福祉士等の心理カウンセラーから電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

0120-760354

電話によるカウンセリング受付時間：午前9時～午後10時・年中無休
面談によるカウンセリングの予約電話受付時間：（月～金）午前9時～午後9時（土曜日）午前9時～午後4時（日・祝日・12月31日～1月3日を除く）
※上記番号におかけいただき、ガイダンスに従い、2番を押してください。

ご利用いただける方：被保険者様

こんなときご利用ください



- 最近、よく眠れなくて困っている
- 誰かに悩みを聞いてもらいたい
- 人間関係に悩んでいて精神的に参っている



糖尿病 サポートデスク

糖尿病の早期治療・重症化予防をサポートします。糖尿病やその予防、治療に関するご相談に、経験豊かな保健師・看護師等の相談スタッフがお答えし、必要に応じて医療機関のご案内や専門医を手配いたします。

0120-780204

受付時間：月～金 / 午前9時～午後4時（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く。）
※上記番号におかけいただき、ガイダンスに従い、2番を押してください。

ご利用いただける方：被保険者様

こんなときご利用ください

- 健康診断の結果、血糖値の数値が高かった
- 血糖コントロールがうまくできない
- 糖尿病と診断されたしまったが、治療方法が不安…
- 糖尿病の専門医に診てほしい
- 治療を中断してしまったが、再開したほうがいいのか…
- 糖尿病は合併症が心配と聞いたが…



24時間 認知症サポートデスク

経験豊かな相談スタッフが、24時間年中無休で認知症に関するさまざまな質問・ご相談にお応えし、不安を少しでも解消いただくためのお手伝いをいたします。また、介護に関する質問・ご相談や専門医療機関の情報もご提供いたします。御気軽にご相談ください。

0120-760204

受付時間：24時間・年中無休
※上記番号におかけいただき、ガイダンスに従い、2番を押してください。

ご利用いただける方：被保険者様とその配偶者・そのいずれかの被扶養者

こんなときご利用ください

- 認知症の予防・発見方法を教えてほしい
- 認知症患者への接し方はどうすればいい？
- 公的な介護サービスを受けるためにはどんな手続きが必要？
- 認知症を改善する方法はあるの？

ご利用に際しての注意事項

各サービス共通

本サービスは、業務委託先のティーベック株式会社（以下、「ティーベック」）が提供します。

発信者番号が非通知設定の状態ではご利用いただけません。

国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。

ご契約者様もしくは被保険者様のお客様情報を確認させていただく場合がございます。

プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えるとティーベックが判断した場合を除きます。ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

ティーベック提供の医療機関情報などは、変更されている場合がありますので、受診などの際は、事前に医療機関などにご確認ください。

ご利用の際の諸条件や、地域や内容によりご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問合せください。

サービス提供の際の録音、録画、撮影のご要望には原則として応じられません。



24時間健康サポートデスク

本サービスは、被保険者様ご本人及び配偶者とそのいずれかの被扶養者の方がご利用いただけます。

本サービスは、あくまで健康相談の範疇で行われる助言や指導であり、傷病についての診断や治療方法の指示は行いません。

セカンドオピニオンデスク

- 本サービスは、被保険者様本人のみがご利用いただけます。
- 病名等が判明している場合に限り、ご利用いただけます。但し、すでに終了している治療についてのご相談はお受けできません。
- 心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科など対象とならない診療科があります。
- 入院・転院を目的としたご利用はできません。
- 救急に関するご要望には対応できません。
- 同一病名のご相談は年1回とさせていただきます。（受診手配サービスを除く）
- 医療過誤、交通事故その他第三者の行為により生じた傷病および紛争係属中の傷病に関するご相談はお受けできません。
- 受診手配サービスはティーベックが適当と判断した場合に限り手配するもので、希望を受け必ず手配するものではありません。

こころのサポートデスク

- 本サービスは、被保険者様本人のみがご利用いただけます。
- 面談カウンセリングのお申込みに際し、すでに心療内科・精神科にて治療を受けられている方は、主治医の許可を得たうえでお申込みください。
- 面談カウンセリングのご希望日時は、ご連絡の日から2週間後以降を目安として第1希望～第3希望の日時をお伝えください。
- 前日および当日の面談カウンセリングのキャンセルは1回のご利用とみなします。キャンセルの際は、土日・祝日・12月31日～1月3日を除く前々日17時までにご連絡ください。
- 電話によるカウンセリングは1回あたり約20分が目安となります。
- 面談、オンライン面談、電話継続カウンセリングは、初回利用時に利用方法をいずれか1つ選択していただきます。利用途中での変更は原則不可となります。

糖尿病サポートデスク

- 本サービスは、被保険者様本人のみがご利用いただけます。
- ティーベックからサービスに係る医療機関に情報開示をすることがありますのでご了承ください。
- 糖尿病に関するご相談にお答えします。また糖尿病の専門医の受診手配や、糖尿病の専門医がいる医療機関をご案内します。
- 受診は通常の保険診療となります。
- 受診の際の交通費、受診などにかかる費用は自己負担となります。また、ティーベックが発行する診察依頼書は紹介状（診療情報提供書）ではありませんので、医療機関によっては別途、紹介状（診療情報提供書）や初診時保険外併用療養費が必要となる場合があります。
- 人工透析中の方、入院中の方、手術など緊急対応の必要な方、その他ご相談・医療機関のご紹介が不適当と判断される方については除きます。
- 地域や内容により糖尿病の専門医療機関案内サービスとなる場合があります。

24時間認知症サポートデスク

- 本サービスは、被保険者様ご本人及び配偶者とそのいずれかの被保険者の方がご利用いただけます。
- 本サービスは、あくまで認知症・介護相談の範疇で行われる助言や指導であり、診断や治療方法の指示は行いません。

【ご注意ください】

- これらのサービスは2022年6月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。
- 対象保険商品に付帯される上記サービスは、業務委託先であるティー

- ベック株式会社が提供するサービスであり、楽天生命が提供する保険またはサービスではありません。
- サービスに利用料金が生じる場合はご利用者の負担となります。
- ご利用に関して生じた損害について、楽天生命は責任を負いません。

トマト銀行をご利用のお客さまへ

被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

団体信用生命保険

団体信用就業不能保障保険Ⅱ

失業信用費用保険

3大疾病保障 | 5つの重度慢性疾患保障 | 入院保障 | 配偶者保障 | 失業補償

◎相談窓口

告知に関しての不明な点、保険契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口(各種手続きダイヤル)

0120-849-150 受付時間: 9:00～18:00(年末年始を除く)

楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)

0120-849-151 受付時間: 9:00～18:00(年末年始を除く)

※楽天生命保険株式会社は、保険業法に基づき、楽天損害保険株式会社から業務を受託しています。
※楽天生命の委託先が承ります。携帯電話からご利用いただけます。(IPフォンからはご利用いただけません。)

- この書面はご加入いただく保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項(契約概要)、ご注意ください事項や不利益となる事項(注意喚起情報)について、ご説明しています。
- ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを被保険者となる方が、必ずご確認ください。ご了承ください。
- この書面は、大切に保管してください。

⚠ 保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

楽天生命保険株式会社

楽天損害保険株式会社

ご加入プランの保障内容を該当ページで
ご確認ください。

プランの用語解説		
5つの重度慢性疾患：高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性膵炎		
⚠ ご加入の保険は、生命保険契約と損害保険契約の複数の保険を組み合わせて保障プランを作成したものです。選択したプランによって、保険契約および付帯される特約が異なりますので、ご注意ください。		
* 失業信用費用保険は、任意付加の補償です。待期間3ヵ月/免責期間1ヵ月/てん補期間6ヵ月の保障となります。		
団体信用生命保険 楽天生命保険株式会社	① 団体信用生命保険 死亡または高度障害状態に該当したとき	▶ローン残高の保障
	② 団体信用生命保険がん保障特約 がんと診断確定されたとき	▶ローン残高の保障
	③ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約 余命6ヵ月以内と判断されるとき	▶ローン残高の保障
	④ 団体信用生命保険重度がん保険金前払特約 がんと診断確定され、治療をすべて受けたが、効果がなかったなどと判断されるとき	▶ローン残高の保障
	⑤ 団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん支援特約 上皮内がんまたは皮膚がんと診断確定されたとき	▶30万円をお支払い
	⑥ 団体信用生命保険がん先進医療特約 がんを原因として先進医療の療養を受けたとき	▶先進医療の技術料を保障・ 支援給付金10万円をお支払い
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (入院保障型) 楽天生命保険株式会社	⑦ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型) 病気やけがで入院し就業不能状態となったとき	▶月々のローンの保障
	⑧ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ入院一時金特約 病気やけがで入院を開始したとき	▶10万円をお支払い
	⑨ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用) 急性心筋梗塞を発病し所定の状態が60日以上継続したと医師によって診断されたとき	▶ローン残高の保障
	⑩ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) 脳卒中を発病し所定の状態が60日以上継続したと医師によって診断されたとき	▶ローン残高の保障
	⑪ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者ががん診断給付金特約 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定されたとき	▶100万円をお支払い
団体信用就業不能保障保険Ⅱ (重度慢性疾患保障型) 楽天生命保険株式会社	⑫ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで就業不能状態となったとき	▶月々のローンの保障
	⑬ 団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型) 5つの重度慢性疾患のいずれかで就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したとき	▶ローン残高の補償
失業信用費用保険 楽天損害保険株式会社	⑭ 失業信用費用保険 勤務先の倒産、会社事由による解雇など(非自発的事由)によって、失業状態となったとき	▶月々のローンの保障

プラン1 一般団信 (+失業信用費用保険)	プラン2 がん団信 (+失業信用費用保険)	プラン3 がん団信α	プラン4 がん団信+	プラン5 あんしんプラス8α	プラン6 あんしんプラス8 (+失業信用費用保険)	プラン7 あんしんプラス9α	プラン8 あんしんプラス9 (+失業信用費用保険)	契約概要	注意喚起情報
○	○	○	○	○	○	○	○	4 ページ	22 ページ
—	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○		
—	—	○	○	○	—	○	—		
—	—	○	○	○	—	○	—		
—	—	—	○	○	○	○	○	12 ページ	
—	—	—	—	○	○	○	○		
—	—	—	—	○	○	○	○		
—	—	—	—	○	○	○	○		
—	—	—	○	—	—	○	○		
—	—	—	—	○	○	○	○	18 ページ	
—	—	—	—	○	○	○	○		
○	○	—	—	—	○	—	○	28 ページ	31 ページ

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

1 团体信用生命保险

① 団体信用生命保険
死亡または所定の高度障害状態に該当したとき
ローン残高を保障します。

保険期間中に死亡されたときもしくは責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に保険金をお支払いします。

がん保障特約(団体信用生命保険がん保障特約) **!** この特約の有無はプランによります。

② **がん保障特約** (団体信用生命保険がん保障特約) ⚠️ この特約の有無はプランによります。
がんと診断確定されたときローン残高を保障します。

責任開始日以後に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたときに保険金をお支払いします。
ただし、責任開始日前または責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払い
しません。

 リビング・ニーズ特約(団体信用生命保険リビング・ニーズ特約)

③ **リビング・ニーズ特約**(団体信用生命保険リビング・ニーズ特約)
余命が6ヵ月以内と判断されるとき
ローン残高を保障します。

保険期間中に医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断される場合に保険金をお支払いします。

重度がん保険金前払特約(団体信用生命保険重度がん保険金前払特約)

4 重度がん保険金前払特約 (団体信用生命保険重度がん保険金前払特約)

所定のがんと診断確定され治療をすべて受けたが効果がなかったなどと判断されるときローン残高を保障します。

保障開始日以後に所定のがんに罹患したと医師によって診断確定され、次のいずれかに該当すると引受保険会社により判断されるときローン残高を保障します。

- ① そのがんに対する治療をすべて受けたが、効果がなかった
 - ② 被保険者の身体的状態では、そのがんに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない
 - ③ そのがんに対して、効果が期待できる治療がない
- (がんの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行なわれない場合は該当しません。)

Ⓕ 上皮内がん・皮膚がん支援特約 (団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん支援特約) ⚠ この特約の有無はプランによります。

5 上皮内がん・皮膚がん支援特約 (団体信用生命保険 上皮内がん・皮膚がん支援特約) ⚠️ この特約
上皮内がんまたは皮膚がんと診断確定されたとき
30万円をお支払いします。

保険期間中に上皮内新生物(上皮内がん)または皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)に罹患したと医師により診断確定された場合に給付金をお支払いします。ただし、特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がん

に罹患し、または皮膚がんと診断確定された場合には、お支払いしません。また、特約の責任開始日前に皮膚がん

と診断確定された場合には、お支払いしません。

がん先進医療特約(団体信用生命保険がん先進医療特約) **!**この特約の有無はプランによります。

6 がん先進医療特約(団体信用生命保険がん先進医療特約) ⚠ この特約の有無はプランによります。

がんを原因として先進医療を受療されたとき先進医療の技術料相当額と支援給付金(10万円)をお支払いします。

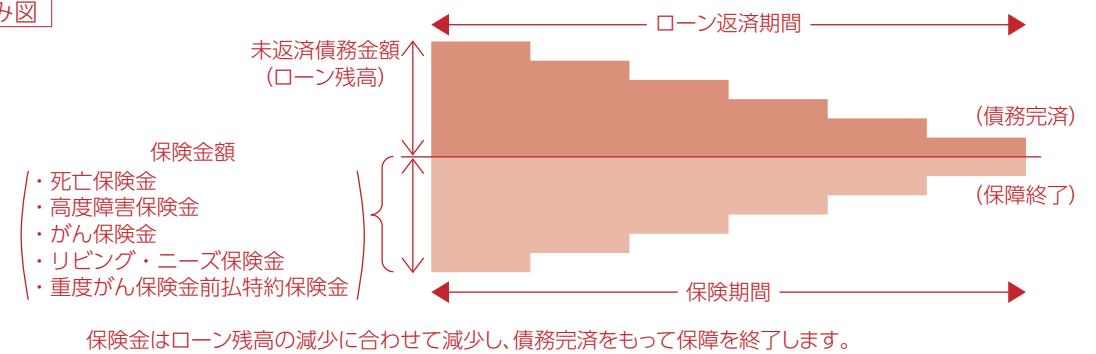
保険期間中に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定され、所定の先進医療による療養を受けた場合に、技術料と同額をお支払いします(通算2,000万円まで)。ただし、特約の責任開始日前または特約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。

団体信用生命保険の機能と目的

この保険契約は、株式会社トマト銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に死亡または所定の高度障害状態になった場合などに保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

商品のしくみ

しゅみ[㊦]

保険契約者		株式会社トマト銀行
被保険者		金融機関からローンをお借入れになるお客さま ⚠️以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社		楽天生命保険株式会社 ⚠️以下「保険会社」といいます。 東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山
保険の種類	主契約	団体信用生命保険
	付帯される特約	●がん保障特約 ●リビング・ニーズ特約 ●重度がん保険金前払特約 ●上皮内がん・皮膚がん支援特約 ●がん先進医療特約
責任開始日		【主契約】 保険会社が、「申込書兼告知書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。 【がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん支援特約、がん先進医療特約】 主契約の責任開始日と同一とします。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合は保険金・給付金はお支払いしません。 【リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約】 主契約の責任開始日と同一とします。
保障終了		以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消または解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき ⚠️各特約の保障終了、支払限度については、次ページ以降でご確認ください。
保険料		保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先		金融機関または「楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金		なし
返戻金		脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合

団体信用生命保険			ローン残高の保障
保険金の種類	①死亡保険金		②高度障害保険金
被保険者	ローン債務者		
保険金受取人	金融機関		
保険金が支払われる場合	被保険者が保険期間中に死亡したとき		被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。		

がん保障特約		ローン残高の保障
保険金の種類	がん保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が責任開始日以後に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき ⚠ 責任開始日前または責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。 ⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発、転移等と認められる場合もがん保険金はお支払いしません。責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがんに罹患したと診断確定された場合には、がん保険金をお支払いします。 ⚠ 「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)」、「上皮内新生物(上皮内がん)」はお支払いの対象とはなりません。 ⚠ がん保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

リビング・ニーズ特約		ローン残高の保障
保険金の種類	リビング・ニーズ保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が保険期間中に医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断されるとき ⚠ リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	請求日のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

重度がん保険金前払特約		ローン残高の保障
保険金の種類	重度がん保険金前払特約保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	保障開始日以後に所定のがんに罹患したと医師によって診断確定され、次のいずれかに該当すると引受保険会社により判断されるとき ①そのがんに対する治療をすべて受けたが、効果がなかった ②被保険者の身体的状態では、そのがんに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない ③そのがんに対して、効果が期待できる治療がない(がんの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行なわれない場合は該当しません) ⚠ 重度がん保険金前払特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	請求日のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠ ローン返済に充当します。	

上皮内がん・皮膚がん支援特約		診断確定時の一時金
給付金の種類	上皮内がん・皮膚がん診断給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	特約の被保険者が、特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1)上皮内新生物(以下、「上皮内がん」といいます。)に罹患したと医師により診断確定されたとき (2)皮膚のその他の悪性新生物(以下、「皮膚がん」といいます。)に罹患したと医師により診断確定されたとき ⚠ 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんに罹患し、または皮膚がんと診断確定された場合には、お支払いしません。 ⚠ 特約の責任開始日前に皮膚がんと診断確定された場合には、お支払いしません。	
給付金額	30万円 ⚠ 同一被保険者につき30万円を超えないものとします。	
支払回数	特約の保険期間を通じて1回	

がん先進医療特約		技術料等の保障
給付金の種類	がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	特約の被保険者が、特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1)次の条件のすべてを満たす療養を受けたとき ①医師により診断確定された所定の悪性新生物(以下、「がん」といいます。)を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養 (2)がんに罹患したと医師によって上記(1)②に定める療養により診断確定されたとき ⚠ 特約の責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発、転移等と認められる場合、給付金はお支払いしません。特約の責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがんに罹患したと診断確定された場合には、給付金をお支払いします。 ⚠ 団体信用生命保険がん保障特約のがん保険金の支払対象となる悪性新生物に罹患したと診断確定された日(以下、「診断確定日」といいます。)から1年の間に、その悪性新生物を直接の原因としてこの特約の「給付金が支払われる場合」に該当した場合には、診断確定日にこの特約の「給付金が支払われる場合」に該当したものとみなして取り扱います。 ⚠ 「給付金が支払われる場合」にかかわる法令等の改正により公的医療保険制度等が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、「給付金が支払われる場合」を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。 療 養 「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。 先進医療 「先進医療」とは、公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。 ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 公的医療保険制度 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。 ①健康保険法 ②国民健康保険法 ③国家公務員共済組合法 ④地方公務員等共済組合法 ⑤私立学校教職員共済法 ⑥船員保険法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律	
給付金額	【がん先進医療給付金】 先進医療にかかる技術料と同額 ⚠ 下記の先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 ・公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。) ・先進医療以外の評価療養のための費用 ・選定療養のための費用 ・食事療養のための費用 ・生活療養のための費用 など 【がん先進医療支援給付金】 10万円	
支払限度	【がん先進医療給付金】 がん先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円を限度とします。 【がん先進医療支援給付金】 同一の先進医療による療養について1回	

⚠ がん先進医療特約は、楽天生命保険株式会社の他の先進医療給付を行う特約を通算して同一被保険者について1特約を限度とします。

保障内容をご確認ください。(つづき)

保険金・給付金が支払われる対象について

高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

がん保険金の支払対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD－10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症(多血症)	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

- 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

重度がん保険金前払特約保険金の対象となる悪性新生物および治療と効果

- 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD－10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症(多血症)	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

- 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

- 治療
「治療」とは、「公的医療保険制度」において保険給付の対象となる、次の(1)または(2)の治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。
 - (1)科学的根拠等にもとづいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針にもとづく治療
 - (2)(1)以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療なお、「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。
 - ①健康保険法　②国民健康保険法　③国家公務員共済組合法　④地方公務員等共済組合法
 - ⑤私立学校教職員共済法　⑥船員保険法　⑦高齢者の医療の確保に関する法律
- 効果
「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

保障内容をご確認ください。(つづき)

上皮内がん・皮膚がん診断給付金の支払対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物

- 対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞	C44
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09

- 前1において「上皮内新生物」、「皮膚のその他の悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類―腫瘍学 第3.1版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が次のものをいいます。
 なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類―腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物

新生物の性状を表す第5桁コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物

新生物の性状を表す第5桁コード	
／2	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

⚠「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金の支払対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD－10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症(多血症)	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

- 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類―腫瘍学 第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。
 なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類―腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

⚠「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

7 团体信用就业不能保障保险Ⅱ(入院保障型)

病気やけがで入院し就業不能状態となったとき
月々のローン返済額を保障します。

保険期間中に病気やけがでの入院により就業不能状態となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来した場合に給付金をお支払いします。

 入院一時金特約(団体信用就業不能保障保険Ⅱ入院一時金特約)

病気やけがで入院を開始したとき10万円をお支払いします。

保険期間中に被った病気やけがで入院を開始したときに給付金をお支払いします。

 急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用) (団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用))

急性心筋梗塞で60日以上労働の制限を要する状態となったとき
ローン残高を保障します。

保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合に保険金をお支払いします。

 脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) (団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用))

脳卒中で60日以上後遺症が継続したとき
ローン残高を保障します。

保険期間中に脳卒中を発病し、60日以上言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合に保険金をお支払いします。

 女性配偶者がん診断給付金特約(団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者がん診断給付金特約)

**女性配偶者が女性特有のがんと診断確定されたとき
100万円をお支払いします。**

保険期間中に女性配偶者が特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日以後に生まれて初めて女性特有の悪性新生物(がん)と医師により診断確定された場合に給付金をお支払いします。

就業不能状態とは？

被保険者が傷害または疾病の治療のため入院している状態をいいます。

なお、被保険者が傷害もしくは疾病に起因して死亡した後または傷害もしくは疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能状態とはいいません。

用語の説明

てん補期間.....免責期間終了日の翌日から起算して、継続した就業不能状態に対して給付金を支払う期間の限度をいいます。

免責期間.....就業不能状態が開始した日から起算して、継続して就業不能状態である協議により定めた期間をいい、この期間に対しては、当会社は給付金を支払いません。

入院.....治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に被保険者以外の医師の管理下において治療に専念することをいいます。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)の機能と目的

この保険契約は、株式会社トマト銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に病気やけがで入院し就業不能状態となった場合などに保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

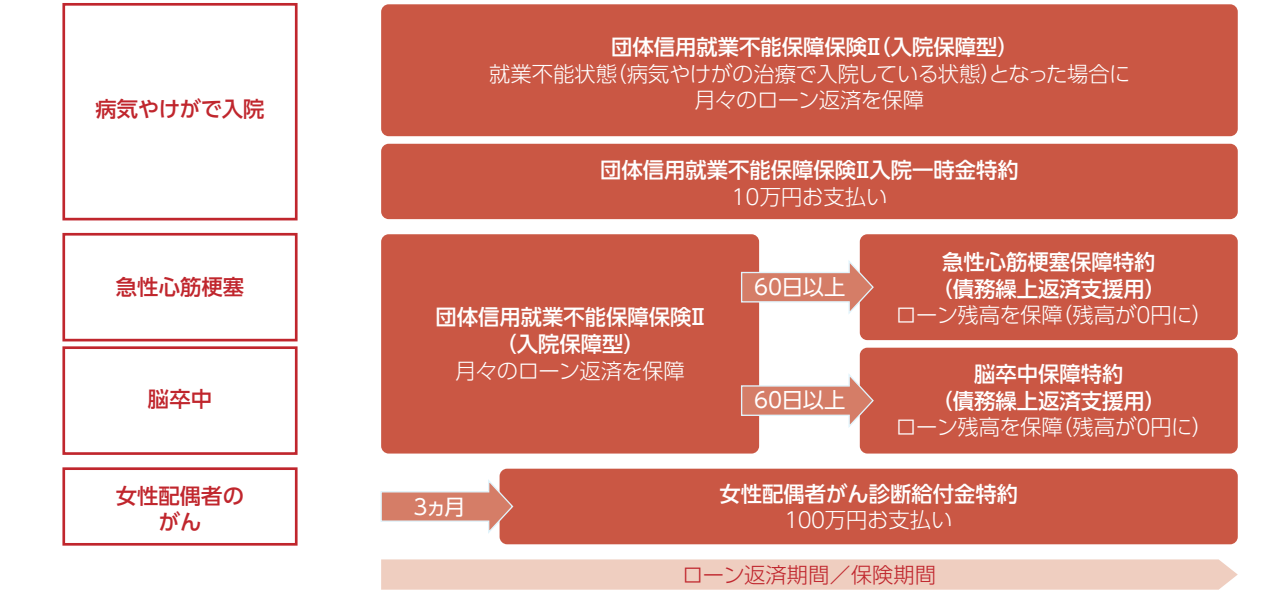
商品のしくみ

保険契約者		株式会社トマト銀行
被保険者①		金融機関からローンをお借入れになるお客さま ⚠以下「ローン債務者」といいます。
被保険者②		ローン債務者の配偶者 ⚠以下「配偶者」といいます。 ・配偶者とは法律上の女性の配偶者をいいます。ただし、保険契約者と引受保険会社の協議により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むことができるものとします。 ・女性配偶者ががん診断給付金特約を選択した場合のみ、この特約の被保険者となります。
引受保険会社		楽天生命保険株式会社 ⚠以下「保険会社」といいます。 東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山
保険の種類	主契約	団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)
	付帯される特約	●入院一時金特約 ●急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用) ●脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用) ●女性配偶者ががん診断給付金特約
責任開始日		【主契約】 保険会社が、「申込書兼告知書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。 【入院一時金特約、急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)、脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)】 主契約の責任開始日と同一とします。 【女性配偶者ががん診断給付金特約】 主契約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日からこの特約上の保障を開始します。 ⚠ローン融資実行日、加入承諾日からすぐにこの特約による保障が開始するわけではありませんので、ご注意ください。
保障終了		●以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 【ローン債務者】 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消または解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③所定の支払期間限度分の給付金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ④「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき ●以下のいずれかに該当した場合、女性配偶者ががん診断給付金特約の保障は終了します。 【配偶者】 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消または解除のとき等) ②ローン債務者が所定の年齢になったとき ③女性配偶者ががん診断給付金特約が付帯されている保険契約の支払限度期間が終了したとき ④女性配偶者ががん診断給付金が支払われたとき ⑤ローン債務者と法律上の婚姻関係がなくなったとき ⑥配偶者が死亡したとき ⑦配偶者が満80歳に到達したとき
保険料		保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先		金融機関または「楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金		なし
返戻金		脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合

しくみ図



団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)		月々のローンの保障
給付金の種類	就業不能給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に被った病気やけがにより入院し、入院のために「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来したとき	
免責期間	なし	
給付金額	給付金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月については、その返済額と月々の返済額) ⚠️年間支払額は2,400万円以下とします。	
支払回数	1回の就業不能状態において、下記「てん補期間」を限度とします。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了します。これと同時に被保険者の資格はなくなります。 てん補期間:2ヵ月 支払限度期間:36ヵ月	

入院一時金特約		入院時の一時金
給付金の種類	入院一時金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	特約の被保険者が、特約の保険期間中に病気やけがにより入院を開始したとき	
給付金額	1回の入院に対して10万円	
支払回数	特約の保険期間を通じて12回を限度とします。	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)		ローン残高の保障
保険金の種類	急性心筋梗塞保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ⚠️急性心筋梗塞保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)および付帯する特約は消滅します。	
免責期間	なし	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠️ローン返済に充当します。	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)		ローン残高の保障
保険金の種類	脳卒中保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (例)下記などの継続 ・ 呂律が回らない、言葉が出ない等の言語障害 ・ 体が動かない、思う通りに動かせない等の運動失調や麻痺の状態 ⚠️脳卒中保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)および付帯する特約は消滅します。	
免責期間	なし	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠️ローン返済に充当します。	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ女性配偶者がん診断給付金特約		女性配偶者のための保障(選択した場合のみ)
給付金の種類	女性配偶者がん診断給付金	
被保険者	配偶者	
給付金受取人	被保険者(配偶者)	
給付金が支払われる場合	被保険者が、この特約の保険期間中に、その者のこの特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日以後に生まれて初めて女性特有の悪性新生物と医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)	
免責期間	なし	
給付金額	100万円 ⚠️ただし、同一配偶者につき100万円を超えないものとします。	
支払回数	特約の保険期間を通じて1回	

保障内容をご確認ください。(つづき)

支払に関する補足事項

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型))

- 被保険者が、就業不能状態の発生日以後に増やした給付金額については、その就業不能状態の間中は支払いません。
- 被保険者が、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。このとき、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から再び就業不能状態に該当した日の前日までの期間は、てん補期間に含めないものとし、その期間に債務の支払期日が到来した場合、給付金は支払いません。
- 団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)および団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)のいずれも含む保障プランに加入している被保険者が、就業不能状態に際して、両保険の「給付金が支払われる場合」のいずれにも該当していたときは、「給付金が支払われる場合」によらず、次のとおり取り扱います。
 - ①団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)から給付金を支払い、団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)の給付金の支払はありません。
 - ②団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)の給付金の請求前に団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)から給付金が支払われたときは、団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)から支払われたものとし、団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)からの支払はなかったものとしします。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ入院一時金特約)

- 入院一時金が支払われるべき入院の終了した日の翌日から180日以内に、その入院の原因となった傷害または疾病と同一または医学上重要な関係がある傷害または疾病により特約の被保険者が入院を開始した場合、入院一時金は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)・団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用))

- 医師による所定の状態の継続の診断がなされた日以後に増やした特約の保険金額は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用))

- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合で、かつ、その消滅時にその被保険者が労働の制限を必要とする状態に該当している場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の労働の制限を必要とする状態は、その者についての特約の保険期間中の労働の制限を必要とする状態とみなして取り扱います。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用))

- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合で、かつ、その消滅時にその被保険者が他覚的な神経学的後遺症に該当している場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の他覚的な神経学的後遺症は、その者についての特約の保険期間中の他覚的な神経学的後遺症とみなして取り扱います。

保険金・給付金が支払われる対象について

急性心筋梗塞保険金、脳卒中保険金の支払対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

疾病名	疾病の定義
(1) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病をいいます。 ① 典型的な胸部痛の病歴 ② 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③ 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
(2) 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓を含みます。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

女性配偶者がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病をいいます。

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞(C79)のうち、 ・卵巣の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C79.6

2. 前1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学 第2版」または厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類―腫瘍学 第3.1版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

商品のしくみをご確認ください。

商品概要

12 团体信用就業不能保障保險Ⅱ(重度慢性疾患保障型)

⑫ 5つの重度慢性疾患のいずれかで就業不能状態となったとき
月々のローン返済額を保障します。

保険期間中に5つの重度慢性疾患のいずれかにより就業不能状態となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来した場合に給付金をお支払いします。

12 債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型) (団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型))

⑬ 5つの重度慢性疾患のいずれかで就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したときローン残高を保障します。

保険期間中に5つの重度慢性疾患のいずれかにより就業不能状態となり、その状態が開始した日から起算して12ヵ月を経過した日の翌日まで継続している場合に保険金をお支払いします。

就業不能状態とは？

被保険者が重度慢性疾患により、次のいずれかの事由に該当する状態をいいます。

- ①その疾病の治療のため、入院していること
②その疾病により、医師の指示による在宅療養をしていること

なお、被保険者が傷害もしくは疾病に起因して死亡した後または傷害もしくは疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能状態とはいいません。

用語の説明

てん補期間 免責期間終了日の翌日から起算して、継続した就業不能状態に対して給付金を支払う期間の限度をいいます。

免責期間.....就業不能状態が開始した日から起算して、継続して就業不能状態である協議により定めた期間をいい、この期間に対しては、当会社は給付金を支払いません。

入院.....治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に被保険者以外の医師の管理下において治療に専念することをいいます。

5つの重度慢性疾患..... 高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肝硬変、慢性膵炎

在宅療養.....自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)の機能と目的

この保険契約は、株式会社トマト銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

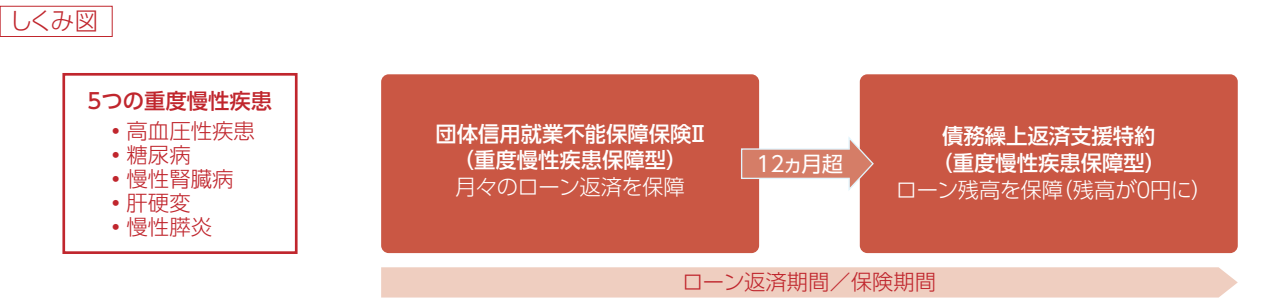
被保険者が、ローン返済期間中に重度慢性疾患で就業不能状態となった場合に保険金や給付金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

商品のしくみ

保険契約者	株式会社トマト銀行
被保険者	金融機関からローンをお借入れになるお客さま ⚠️以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社	楽天生命保険株式会社 ⚠️以下「保険会社」といいます。 東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山
種 保 類 険 の	主契約 付帯される特約
責任開始日	保険会社が、「申込書兼告知書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から保険契約上の保障を開始します。
保障終了	●以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①ローンの終了(債務の完済、ローンの無効・取消または解除のとき等) ②所定の年齢になったとき ③所定の支払期間限度分の給付金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ④「保険金が支払われる場合」に該当し、保険金が支払われたとき
保険料	保険契約者が負担します。
保険金・給付金請求時の連絡先	金融機関または「楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金	なし
返戻金	脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金・給付金が支払われる場合



団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)		月々のローンの保障
給付金の種類	就業不能給付金	
被保険者	ローン債務者	
給付金受取人	被保険者(ローン債務者)	
給付金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に被った「5つの重度慢性疾患」のいずれかにより「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローン返済日が到来したとき	
免責期間	なし	
給付金額	給付金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月については、その返済額と月々の返済額) ⚠️年間支払額は2,400万円以下とします。	
支払回数	1回の就業不能状態において、下記「てん補期間」を限度とします。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了します。これと同時に被保険者の資格はなくなります。 てん補期間:12ヵ月 支払限度期間:36ヵ月	

団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型)		ローン残高の保障
保険金の種類	債務繰上返済支援保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が、責任開始日以後に被った「5つの重度慢性疾患」のいずれかにより「就業不能状態」となり、その状態が開始した日から起算して12ヵ月を経過した日の翌日まで継続しているとき ⚠️債務繰上返済支援保険金が支払われた場合、主契約である団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)および付帯する特約は消滅します。	
保険金額	「保険金が支払われる場合」に該当した時のローン契約の賦払債務残高相当額 ⚠️ローン返済に充当します。	

支払に関する補足事項

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型))

- 被保険者が、就業不能状態の発生日以後に増やした給付金額については、その就業不能状態の間中は支払いません。
- 被保険者が、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。このとき、給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から再び就業不能状態に該当した日の前日までの期間は、てん補期間に含めないものとし、その期間に債務の支払期日が到来した場合、給付金は支払いません。

(団体信用就業不能保障保険Ⅱ債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型))

- 主契約の給付金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、特約の被保険者が就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、継続した就業不能状態とみなします。
- 主契約の給付金の支払が支払限度期間に達したことにより主契約のその被保険者についての部分が消滅する場合には、その消滅時から継続しているその被保険者の就業不能状態は、その者についての特約の保険期間中の就業不能状態とみなして取り扱います。

保険金・給付金が支払われる対象について

就業不能給付金、債務繰上返済支援保険金の支払対象となる重度慢性疾患

対象となる重度慢性疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

重度慢性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
糖尿病	糖尿病	E10～E14
慢性腎臓病	慢性腎臓病	N18
肝硬変	アルコール性肝硬変	K70.3
	原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他及び詳細不明の肝硬変	K74.6
慢性膵炎	アルコール性慢性膵炎	K86.0
	その他の慢性膵炎	K86.1

注意喚起情報

「注意喚起情報」は保険契約・特約のお申込みの際に特に注意していただきたい重要な事項を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1 告知に関する重要事項について

告知義務について

- 加入申込者ご本人には健康状態等について告知をする義務(告知義務)があります。過去の傷病歴、現在の健康状態等、引受保険会社が書面またはインターネット上の告知画面でおたずねする告知項目について、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。
- 引受保険会社の職員・金融機関の職員等には告知を受ける権限がないため、口頭でお話されても告知したことにはなりません。告知をする場合は、所定の書面または告知画面にて行ってください。

傷病歴などがある場合のお取扱いについて

- 被保険者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。ご加入のお申込みや、がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん支援特約、がん先進医療特約、入院一時金特約、急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)、脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)、女性配偶者ががん診断給付金特約の付加をお断りすることもあります。が、傷病歴などがある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知してください。

正しく告知いただけない場合

- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内に保険金・給付金の支払事由が発生していた場合には、「告知義務違反」としてこの保険契約・特約のその被保険者についての部分を解除することがあります。この場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であってもこの保険契約・特約のその被保険者についての部分が詐欺による取消しとなることがあります。)

借り換え融資について

借り換え融資は、以下の点について十分ご注意ください。

- あらかじめ団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱに加入いただくことになりますので、借り換え日が新たな責任開始日となります。このため、借り換え前に加入いただいていた団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱの保障は継続しません。
- 新たに告知していただく必要があります。告知が必要な傷病歴などがある場合、新たな加入をお断りすることがあります。
- 正しく告知いただけなかった場合、告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除され、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

2 クーリング・オフ制度(加入申込の撤回)について

この商品は債務履行の担保のための保険契約であるため、クーリング・オフ制度の対象ではありません。

3 責任開始日について

- この保険契約へのお申込みを引受保険会社が承諾した場合、金融機関の融資実行日が責任開始日となります。ただし責任開始日から90日以内に所定のがんと診断確定された場合はがん保険金、上皮内がん・皮膚がん診断給付金、がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金は支払われません。また責任開始日から3ヵ月を経過した日までに所定のがんと診断確定された場合は女性配偶者ががん診断給付金は支払われません。
- 引受保険会社の職員・金融機関の職員等には保険契約・特約への加入を決定し、契約上の保障を開始させる代理権はありません。

4 保険金・給付金が支払われない場合

団体信用生命保険 リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約、がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん支援特約、がん先進医療特約

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 責任開始日前に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保険金・給付金の免責事由に該当したとき

死亡保険金・高度障害保険金・リビング・ニーズ保険金

- 責任開始日から1年以内の自殺により死亡保険金の支払事由に該当したとき
- 戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
- 保険契約者または保険金受取人の故意により保険金の支払事由に該当したとき
- 被保険者の故意により高度障害保険金またはリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当したとき

がん保険金

- 責任開始日前までに所定のがんと診断確定されていたことによって、その被保険者のがん保障特約が無効となったとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん保障特約は無効となります。)
- 責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されたとき
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合
- 上皮内がん(子宮頸がん0期、大腸粘膜内がん、非浸潤がん、食道上皮内がん等)の場合
上皮内がんとは、がん細胞の増殖が、上皮※¹内(大腸については粘膜内)にとどまり、基底膜※²(大腸については粘膜筋板※³)を越えて周囲の組織に広がっていない状態で、かつ浸潤していない状態をいいます。
※¹「上皮」とはからだの体表面や諸臓器の内面等を覆う細胞層をいいます。
※²「基底膜」とは上皮とその下の組織との間にあります。
※³「粘膜筋板」とは、大腸の粘膜固有層と粘膜下層の間にあります。

上皮内がん・皮膚がん診断給付金

- 特約の責任開始日前まで、または特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の皮膚がんと診断確定されていたことによって、その被保険者の上皮内がん・皮膚がん支援特約が無効となったとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者の上皮内がん・皮膚がん支援特約は無効となります。)
- 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の上皮内がんに罹患し、または所定の皮膚がんと診断確定されたとき

▲ この特約の被保険者が、その被保険者の特約の責任開始日の前日までまたはその被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんに罹患していた場合でも、その被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からその日を含めて2年を経過した後診断確定を受けたときは、その診断確定はその被保険者の特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に上皮内がんに罹患したことによるものとみなします。

がん先進医療給付金・がん先進医療支援給付金

- 特約の責任開始日前までに所定のがんと診断確定されていたことによって、その被保険者のがん先進医療特約が無効となったとき(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん先進医療特約は無効となります。)
- 特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されたとき
- この特約の被保険者が受療した先進医療の技術料と、すでに支払ったこの特約のがん先進医療給付金の合計額が、この特約のがん先進医療給付金の支払限度を超える場合、支払限度を超える額についてはこの特約のがん先進医療給付金を支払いません。

- 他の先進医療の給付を行う特約と重複しているとき
引受保険会社の他の先進医療給付を行う特約と重複して加入していることが判明し、この特約が無効となった場合、給付金のお支払いの対象とはなりません。
がん先進医療特約の加入後に引受保険会社の他の先進医療給付を行う特約と重複して加入していることが判明した場合、引受保険会社の定める1つの特約以外についてはその被保険者の部分を無効とすでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
- 厚生労働大臣が定める先進医療および先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、診療所は、随時見直しされるため、療養を受けた日時点で該当しないとき

⚠ただし、特約が無効となった場合、団体信用生命保険による死亡・高度障害についての保障および無効とならない特約の保障は継続します。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(入院保障型)

入院一時金特約、急性心筋梗塞保障特約(債務繰上返済支援用)、
脳卒中保障特約(債務繰上返済支援用)、女性配偶者ががん診断給付金特約

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
 - 責任開始日前に生じた傷害または疾病により所定の就業不能状態に該当したとき
- ⚠**ただし、その就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 責任開始日前に生じた傷害または疾病により入院を開始し、入院一時金が支払われる場合に該当したとき
- ⚠**ただし、その入院が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 責任開始日前に発病した急性心筋梗塞・脳卒中により急性心筋梗塞保険金・脳卒中保険金が支払われる場合に該当したとき
 - 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
 - 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
 - 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
 - 給付金の免責事由に該当した場合

就業不能給付金・入院一時金

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の別表に定める精神障害
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。)運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦被保険者の薬物依存
- ⑧被保険者の妊娠、出産(妊娠にともなう合併症・異常分娩は、含みません。)
- ⑨頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- ⑩保険契約者の故意または重大な過失
- ⑪給付金受取人の故意または重大な過失。ただし、その給付金受取人が給付金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の給付金受取人に支払います。
- ⑫戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により就業不能状態になった、または入院した被保険者の数の増加の程度に応じ、給付金を支払いまたは給付金を削減して支払うことがあります。

別表 対象となる精神障害

対象となる精神障害とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD－10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00	多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F19
血管性認知症	F01	統合失調症	F20
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02	統合失調症型障害	F21
詳細不明の認知症	F03	持続性妄想性障害	F22
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04	急性一過性精神病性障害	F23
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F05	感応性妄想性障害	F24
脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害	F06	統合失調感情障害	F25
脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害	F07	統合失調感情障害その他の非器質性精神病性障害	F28
詳細不明の器質性又は症状性精神障害	F09	詳細不明の非器質性精神病	F29
アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害	F10	躁病エピソード	F30
アヘン類使用による精神及び行動の障害	F11	双極性感情障害<躁うつ病>	F31
大麻類使用による精神及び行動の障害	F12	うつ病エピソード	F32
鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	F13	反復性うつ病性障害	F33
コカイン使用による精神及び行動の障害	F14	持続性気分[感情]障害	F34
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害	F15	その他の気分[感情]障害	F38
幻覚薬使用による精神及び行動の障害	F16	詳細不明の気分[感情]障害	F39
タバコ使用<喫煙>による精神及び行動の障害	F17	解離性[転換性]障害	F44
揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害	F18	身体表現性障害	F45
		産じょく<褥>に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの	F53
		広汎性発達障害	F84
		精神障害、詳細不明	F99

女性配偶者ががん診断給付金

- 特約の責任開始日前まで、または特約の責任開始日からその日を含めて3ヵ月を経過した日までに所定の女性特有のがんと診断確定されたとき(被保険者(女性配偶者)がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者(女性配偶者)の女性配偶者ががん診断給付金特約は無効となります。)
- 所定の女性特有のがんと診断確定した時点で、被保険者(女性配偶者)がローン債務者と法律上の婚姻関係がない場合(ただし、保険契約者と当会社の協議により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むことができるものとします。)

⚠被保険者(女性配偶者)がローン債務者と法律上の婚姻関係がなくなった場合には、保険契約者またはローン債務者は遅滞なく引受保険会社に通知してください。この場合、被保険者(女性配偶者)でなくなった時から、その被保険者(女性配偶者)についての部分は消滅します。

団体信用就業不能保障保険Ⅱ(重度慢性疾患保障型)

債務繰上返済支援特約(重度慢性疾患保障型)

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知をしていただくにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約・特約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 責任開始日前に発病した重度慢性疾患により所定の就業不能状態に該当したとき

⚠ただし、その就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得しよう(または不法に他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約・特約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき

5 保険金・給付金のご請求について

- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに金融機関または27ページに記載の「楽天保険の総合窓口（保険金・給付金ダイヤル）」にご連絡ください。
- 万が一の場合に備え、保険金・給付金が支払われる場合等この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。
- 引受保険会社の職員または引受保険会社の委託を受けた者が、保険金・給付金の請求の際に、お申込みの際の告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。
- この保険は債務の返済に応じて保険金額が逡減する商品のため、支払時期によりお支払いする保険金額が異なる場合がありますので、十分にご確認ください。
 - (1)死亡によるご請求（死亡保険金）…死亡日時点の保険金額（債務残高）
 - (2)高度障害によるご請求（高度障害保険金）…所定の高度障害状態に該当した日時点の保険金額（債務残高）
 - (3)余命6ヵ月以内と判断された場合のご請求（リビング・ニーズ保険金）…請求日時点の保険金額（債務残高）
 - (4)がんと診断確定され、治療をすべて受けたが、効果がなかったなどと判断される場合のご請求（重度がん保険金前払特約保険金）…請求日時点の保険金額（債務残高）
 - (5)がん診断確定によるご請求（がん保険金）…がん診断確定時の保険金額（債務残高）
 - (6)急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合のご請求（急性心筋梗塞保険金）…診断された日時点の保険金額（債務残高）
 - (7)脳卒中を発病し、60日以上言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合のご請求（脳卒中保険金）…診断された日時点の保険金額（債務残高）
 - (8)5つの重度慢性疾患のいずれかによる就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合のご請求（債務繰上返済支援保険金）…12ヵ月を経過した日の翌日時点の保険金額（債務残高）

6 給付金の代理請求人制度(給付金受取人が被保険者の場合)

被保険者に給付金を請求できない事情がある場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を引受保険会社に申し出て、引受保険会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として給付金を請求できます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②「①」に規定する方がいない場合または「①」に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③「①」および「②」に規定する方がいない場合または「①」および「②」に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、「①」以外の配偶者または「②」以外の3親等内の親族

被保険者に給付金を請求できない事情がある場合の具体例

- 事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が給付金を請求する意思表示ができない場合
- 病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合など

給付金のお支払い後の注意事項

- 代理請求された方に給付金をお支払いした場合には、その後被保険者からその給付金についてご請求を受けても、重複してのお支払いはいたしません。
- 給付金をお支払いすることにより、被保険者が病名に気づいてしまう場合があります。

⚠ 万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していることや加入している保険契約の概要(引受保険会社名、お支払いする給付金の種類、代理請求人制度など)をお伝えください。

7 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された保険金額・給付金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受け取りになる保険金額・給付金額が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ **生命保険契約者保護機構**（ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>）
TEL:03-3286-2820 受付時間：平日9:00～12:00/13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

8 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9 団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱに関するご相談について

告知に関して不明な点、保険契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口(各種手続きダイヤル)
0120-849-150 受付時間: 9:00～18:00(年末年始を除く)

楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)
0120-849-151 受付時間: 9:00～18:00(年末年始を除く)

 楽天生命の委託先が承ります。携帯電話からもご利用いただけます。(IPフォンからはご利用いただけません。)

 団体信用生命保険・団体信用就業不能保障保険Ⅱへの加入申込みの結果や保険金・給付金支払請求の結果の確認、各種手続きに関するお問い合わせは金融機関へご照会ください。

10 個人情報のお取り扱いについて

保険契約者・金融機関と生命保険会社からのお知らせ

お申込みにあたりご提供いただいた個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)は、保険契約者・金融機関が取得し、ローン残高・ローン貸出期間・ローン返済状況、住所等とともに、保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社に提供いたします。生命保険会社は、受領した個人情報を、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、その過程で得た個人情報を含めて保険契約者・金融機関および再保険会社に上記目的の範囲内で提供いたします。(保険金・給付金が不支払となった場合は、その理由について、生命保険会社から保険契約者・金融機関に連絡されます。)なお、保険契約者・金融機関は、この保険契約に基づいて入手する個人情報について、この保険契約の事務手続き(申込み・諾否結果の確認・保険金請求等の事務およびこの契約の維持管理等)のためにのみ使用いたします。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、上記に準じ個人情報を取り扱います。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています

商品のしくみをご確認ください。

この保険の対象となる方について

- 被用者の方、自営業者、会社役員、公務員がこの保険契約へご加入いただけます。
- 就業されていない方は、ご加入いただけません。

商品概要

14 失業信用費用保険

勤務先の倒産、会社事由による解雇など(非自発的事由)によって、失業状態となったとき月々のローン返済額を補償します。

就業意思があるにもかかわらず失職し、再就職できない状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローンの返済日が到来した場合に保険金をお支払いします。

失業状態とは？

この保険の「失業状態」とは、離職を余儀なくされ、労働の意思および能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない下記等の「非自発的失業状態」のことをいい、雇用保険法における失業の認定基準に準じて失業状態の認定を行います。

- ①勤務先の倒産、会社事由による解雇、平成13年4月1日施行「雇用保険法」の特定受給資格者に規定された一時的な希望退職、退職勧奨等により、本人が労働の意思および能力を有する(いつでも就労できる状態)にもかかわらず失職し、再就職できない状態
- ②被保険者が自営業者または個人事業主の場合は、取引先の倒産、災害による自己の事業資産の滅失等の突発的事象(その事実が客観的資料により確認できるものに限ります)による離職(税務署に廃業届が提出されている場合に限ります。)を言い、高齢化、傷病等により働けなくなった場合や、後継者難等による自発的な理由での離職(廃業)は、非自発的失業状態には該当しません。

[非自発的失業状態となる例]

- ・台風・火災等によって事業資産が滅失したことにより、事業を継続できなくなった場合
- ・取引先が倒産したことにより事業を継続できなくなった場合

[非自発的失業状態とならない例]

- ・後継者がいないことを理由に、事業を廃止することにした場合
- ・傷病を負ったため働けなくなり事業を廃止することにした場合
- ・高齢となったことを理由に、事業を廃止することにした場合

⚠ 失業中でも、病気やケガ等により、すぐに働けない場合などは、「非自発的失業状態」には該当しません。

⚠ 詳しくは、「保険金が支払われる場合」、「保険金が支払われない主な場合」をご確認ください。

用語の説明

被保険者 この保険の対象となる方(補償の対象となる方)のこと。

待機期間 責任開始日から起算した所定の期間をいい、この期間に発生した非自発的失業状態については、保険金を支払いません。

免責期間 非自発的失業状態が開始した日から起算する所定の期間をいい、この期間については保険金を支払いません。

保険金額 万一事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする補償額のこと。

倒 産 次のいずれかに該当する事態をいいます。
①破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始、または主務官庁の命令、決定等による業務の停止等。ただし、被保険者が自営業者または個人事業主の場合には、非自発的事由による廃業を含みます。
②手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してなされること。

離 職 雇用関係にあった事業主と被保険者の雇用関係が終了することをいいます。
ただし、被保険者が公務員の場合は、その被保険者が退職することをいい、被保険者が法人の経営者または役員の場合は、その被保険者が退任することをいい、被保険者が自営業者または個人事業主の場合は、その被保険者が廃業することをいいます。

失業信用費用保険の機能と目的

この保険契約は、株式会社トマト銀行(以下「金融機関」といいます。)を保険契約者、金融機関からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に、非自発的失業状態(前ページ参照)となり、所定の条件を満たした場合に保険金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

ご加入にあたっては、この保険の機能と目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

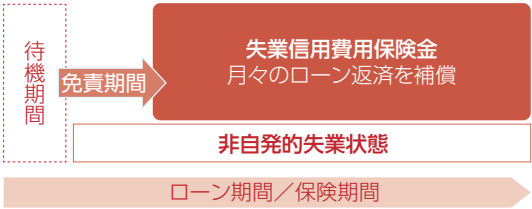
商品のしくみ

保険契約者	株式会社トマト銀行
被保険者	上記の保険契約者からローンをお借入れになるお客さま ⚠ 以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社	楽天損害保険株式会社 ⚠ 以下「保険会社」といいます。 東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山
保険の種類	失業信用費用保険
補償開始日	保険会社が、「申込書兼告知書兼同意書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の補償を開始します。 ⚠ ローン融資実行日、加入承諾日からすぐにこの保険契約による補償が開始するわけではありませんので、ご注意ください。
待機期間	3か月
補償終了	以下の場合、保険契約から脱退し、補償は終了となります。 ・債務の完済、ローン契約の無効・取消または解除によりローン契約が終了したとき ・ローンの返済が遅延したこと等により、金融機関等から残存債務の即時返済を求められ、金融機関等に対する債務が消滅したとき ・所定の支払限度期間分の保険金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ・ローン債務者が所定の年齢に到達したとき ⚠ 被保険者の事情により脱退を希望されるときは金融機関等にご相談ください。
保険料	保険契約者が負担します。
保険金請求時の連絡先	金融機関または「楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)」にご連絡をお願いします。
配当金	なし
返戻金	脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

保険金が支払われる場合

しくみ図



失業信用費用保険		月々のローンの補償
保険金の種類	失業信用費用保険金	
被保険者	ローン債務者	
保険金受取人	被保険者の同意を得た金融機関	
保険金が支払われる場合	被保険者が待機期間満了日の翌日以降に非自発的失業状態におちいり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローンの返済日が到来したとき。	
免責期間	1ヵ月	
保険金額	保険金支払対象月のローン契約の予定返済額（ボーナス返済月は、その返済額と月々の返済額） ⚠️年間支払額は2,400万円以下とします。	
支払回数（支払限度期間）	1回の非自発的失業状態において、下記「てん補期間」を限度とする。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了する。これと同時に被保険者の資格はなくなる。 てん補期間:6ヵ月 支払限度期間:36ヵ月	

⚠️ 非自発的失業状態が開始した時以降に増加した債務については、その失業中は保険金のお支払いの対象となりません。

⚠️ ローンの返済日が土日、祝日の場合のご注意
この保険契約において、ローンの約定返済日が土日、祝日の場合は、実際に返済が行われる日を返済日とします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は保険契約・特約のお申込みの際に特に注意していただきたい重要な事項を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1 保険金が支払われない主な場合

下記の場合、保険金をお支払いできません。

- 被保険者が次のいずれかの事由により失業状態に該当したとき
 - ・被保険者および保険金を受取るべき者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ・地震、噴火または津波
 - ・被保険者の精神障害*1
- 被保険者の区分に応じ、それぞれ次のいずれかの事由により失業状態に該当したとき
【被用者の方（雇用保険加入者および雇用保険法に定める被保険者以外の被用者）】
①被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 ②被保険者の自己の都合による退職 ③定年に達したことによる退職 ④契約期間の満了による雇用関係の終了
【自営業者、個人事業主】
①被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職 ②被保険者の高齢、傷病または後継者不在等、自発的事由による廃業
【法人の経営者、役員】
①被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職 ②被保険者の自己の都合による退任 ③定年に達したことによる退任 ④任期の満了による退任
【公務員】
①被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職 ②被保険者の自己の都合による退職 ③定年に達したことによる退職 ④任用期間の終了による任用関係の終了 ⑤刑に処せられたことによる退職 ⑥懲戒免職 ⑦日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことによる退職
- 責任開始日より前に失業状態の原因となった離職の日がある場合

*1 精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症	F00	揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
血管性認知症	F01	多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02	統合失調症	F20
詳細不明の認知症	F03	統合失調症型障害	F21
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04	持続性妄想性障害	F22
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F05	急性―過性精神病性障害	F23
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	F06	感応性妄想性障害	F24
脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	F07	統合失調感情障害	F25
詳細不明の器質性または症状性精神障害	F09	その他の非器質性精神病性障害	F28
アルコール使用〈飲酒〉による精神および行動の障害	F10	詳細不明の非器質性精神病	F29
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11	躁病エピソード	F30
大麻類使用による精神および行動の障害	F12	双極性感情障害〈躁うつ病〉	F31
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13	うつ病エピソード	F32
コカイン使用による精神および行動の障害	F14	反復性うつ病性障害	F33
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15	持続性気分〔感情〕障害	F34
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16	その他の気分〔感情〕障害	F38
タバコ使用〈喫煙〉による精神および行動の障害	F17	詳細不明の気分〔感情〕障害	F39
		解離性〔転換性〕障害	F44
		身体表現性障害	F45
		産じょく〈褥〉に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの	F53
		広汎性発達障害	F84
		精神障害、詳細不明	F99

2 「告知」についての重要事項

以下は、告知を行う際の重要な事項です。告知を行う前に必ずご確認ください。

告知義務

被保険者には保険契約上重大なことがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

- ご加入時のお申込みにあたっては、ご職業などについて書面でおたずねし、これらの内容にもとづいて保険契約をお引受できるかどうか決めさせていただいております。
- 他の被保険者との公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。

告知受領権

保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）、金融機関の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面をご提出ください。

正しく告知されない場合のデメリット（告知義務違反）

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、告知義務違反として、保険契約を解除することがあり、保険金が支払われない場合があります。

ご職業が変更になる場合のご注意

雇用保険の対象とならないご職業に変更となる場合は、保険会社までご連絡ください。

3 「クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）」について

⚠ この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のためお申込みの撤回または保険契約の解除（クーリング・オフ）の適用対象となりません。

4 保険金を請求するには？

保険金の請求について

⚠ 被保険者が「保険金が支払われる場合」に該当されたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われるとき、ご不明な点が生じたときにも、すみやかにご連絡をお願いします。

請求に必要な書類

⚠ 下記以外の書類をご提出いただく場合もあります。

雇用保険加入者の方

- 保険金請求書
- 保険会社の定める、勤務先等による離職に関する報告書
- 保険会社の定める、被保険者による失業の状況に関する申告書
- 非自発的失業を証明する書類
- 雇用保険手続書類の写し
- 再就職活動状況を証明する書類（職業安定所での就職相談の履歴、応募書類、応募結果通知、採用証明書など）
- 返済予定表など融資日、返済日、返済額、ローン種類等のわかる書類

雇用保険非加入者の方

- 保険金請求書
- 保険会社の定める、被保険者による失業の状況に関する申告書
- 非自発的失業を証明する書類
 - ・ 自営業者 個人事業の開廃業届け、過去3期分の確定申告書、過去3期分の損益計算書（青色申告の場合）、過去3期分の収支内訳書（白色申告の場合）
 - ・ 会社経営者、役員 登記簿謄本、取締役会の議事録、官報
 - ・ 公務員 退職勧奨通知（勧告）書、勧奨退職願、勧奨退職承認書
 - ・ 派遣労働者 解雇通知、保険会社の定める勤務先等による離職に関する報告書
 - ・ 65歳以上の高齢者 解雇通知、保険会社の定める勤務先等による離職に関する報告書
- 再就職活動状況を証明する書類（職業安定所での就職相談の履歴、応募書類、応募結果通知、採用証明書など）
- 返済予定表など融資日、返済日、返済額、ローン種類等のわかる書類

保険金のお支払い時期

ご請求のお手続きが完了した日を含めて30日以内に保険金のお支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、確認に特別な照会または調査が必要となり30日以内にお支払いができない場合は、その確認する事項と確認を終える時期を通知します。

時効

⚠ 保険金を請求する権利は、支払事由の発生時から3年間請求がない場合には消滅します。

5 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約が解除されることがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由の原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められた場合
- ⑤ 「①」から「④」までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、「①」から「④」までの事由がある場合と同程度に保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

⚠ 「①」から「⑤」までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したその支払事由に対しては、保険金はお支払いできません。

6 契約の無効および取消し

無効

次に掲げる事実があった場合は、ご契約が無効になることがあります。

- 保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約をした場合
- 被保険者の同意を得なかった場合（ただし、被保険者が保険金受取人である場合は除きます。）

取消し

詐欺または強迫によって締結されたご契約は、取り消されることがあります。

7 保険会社が経営破綻した場合

万一保険会社が経営破綻した場合、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、破綻時の保険会社の財務内容により保険金の額が削減されたりする場合があります。また、この保険契約は、損害保険契約者保護機構の保護対象ではありません。詳細は保険会社までお問合わせください。

8 引受保険会社への苦情・ご相談窓口

告知に関しての不明な点、保険契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口(各種手続きダイヤル)
0120-849-150 受付時間: 9:00～18:00(年末年始を除く)

楽天保険の総合窓口(保険金・給付金ダイヤル)
0120-849-151 受付時間: 9:00～18:00(年末年始を除く)

- ⚠ 楽天生命保険株式会社は、保険業法に基づき、楽天損害保険株式会社から業務を受託しています。
- ⚠ 楽天生命の委託先が承ります。携帯電話からもご利用いただけます。(IPフォンからはご利用いただけません。)
- ⚠ 失業信用費用保険への加入申込みの結果や保険金・給付金支払請求の結果の確認、各種手続きに関するお問い合わせは、金融機関へご照会ください。

9 指定紛争解決機関

楽天損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター

ナビダイヤル[全国共通]：03-4332-5241(全国共通)

- ・ 受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)
- ・ 携帯電話からもご利用いただけます。
- ・ おかけ間違いにご注意ください。
- ・ 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

10 個人情報の取り扱いについて

この保険契約へのご加入にあたっては、この個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にご加入いただくことはできません。

個人情報の取得について

「申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等)(以下、「個人情報」といいます。)は、当該書面に記載の保険契約者・金融機関が取得し、保険契約者・金融機関が保険契約を締結する保険会社(共同保険引受会社を含みます。以下同じ)に提供します。
また、保険会社は、本保険契約の対象となるローン契約の返済額、返済日等のお取引内容に関する個人情報について、保険契約者・金融機関から提供を受けこれを取得します。

利用目的について

保険契約者・金融機関は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。
保険会社は、取得したお客さまの個人情報を、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務や、保険会社関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実等に利用します。

機微(センシティブ)情報の取得、利用について

機微(センシティブ)情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則にもとづき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
保険会社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用しません。

保険会社から金融機関への個人情報の提供について

保険会社は、加入諾否結果等保険契約の運営に必要な情報を金融機関に提供します。

再保険会社への個人情報の提供について

保険会社は、引受リスクを適切に管理するために再保険(再々保険以降の出再を含みます。)を利用することがあります。そのため、再保険引受会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに利用することを目的として、当該業務遂行に必要なお客さまの個人情報(氏名、性別、生年月日、保険金額等の保険契約内容に関する情報、および当該保険契約に関する引受けおよび支払査定時に利用する告知書記載事項を含む保健医療等の機微(センシティブ)情報等)ならびに保険会社における支払結果を再保険引受会社に提供することがあります。

個人情報の継続利用について

今後、借入金額(保険金額)および借入期間(保険期間)等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者・金融機関および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。